

羽村・瑞穂地区学校給食組合会計年度任用職員（給食調理補助業務等）募集要項

項目	内容
職名	給食調理補助業務等
任用根拠	地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく会計年度任用職員
任用期間	任用開始日から令和8年3月31日まで ※ 任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、4回を上限として公募によらず再度任用される可能性があります。 なお、<u>期間を定めた任用であり、令和8年4月1日以降の任用を保障するものではありません。</u>
勤務地	①②のいずれか ①羽村・瑞穂地区学校給食センター（羽村市神明台四丁目2番地19） ②羽村・瑞穂地区第2学校給食センター（羽村市神明台四丁目6番地8） ※ 勤務地は選べません。 ※ ①と②で、配置換えの可能性があります。
職務内容	- 学校給食における調理全般等の業務補助 - その他所属長が指示する事項
応募資格	- 地方公務員法第16条の欠格条項に該当していないこと。 - 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 - 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 ※ 途中で応募資格が無いことが明らかになった場合は、応募を取り消します。また、任用が決まっている場合は、任用を取り消します。

項目	内容
勤務形態	勤務を要する日は、原則月曜日から金曜日の間で、給食センター休業期間中の日数（春季・夏季・冬季休業期間中あわせて３日程度）を含め、年間を通して調整したうえで割り振るものとします。 給食センター稼働期間中は週５日（月曜日から金曜日まで）の勤務を原則とします。年間（４月から３月までの１年間勤務した場合）の勤務日数は約２００日です。 勤務時間は、午前８時３０分から午前１１時３０分まで（休憩時間なし）の３時間勤務。 勤務を要しない日は、原則日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始（１２月２９日から翌年１月３日まで）、給食センター休業期間中（期間中の勤務を要する日３日程度を除く。）とします。
休暇等	（有給） 年次有給休暇、公民権行使等休暇、交通機関等事故休暇、災害休暇、慶弔休暇、夏季休暇、感染症予防休暇 （無給） 病気休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊娠通勤時間、育児時間、子の看護等休暇、生理休暇、短期の介護休暇、介護休暇、介護時間、育児休業、部分休業 ※ 一定の条件を満たす場合、上記休暇等を付与
報酬額	時間額 １，１７０円 通勤手当相当額を別途支給（支給要件あり） ※ 年度途中で報酬等が改定される場合あり ※ 原則として月の１日から末日までの期間分を翌月の１７日に口座振込により支給
社会保険等	- 社会保険（市町村共済短期給付・厚生年金）：非加入 - 雇用保険：非加入 - 所 得 税：源泉徴収

項目	内容
その他	• 任用されている期間は、毎月２回の腸内細菌検査（検便）を受けていただくことになります。 • 万一勤務中に事故があった場合には、労働者災害補償保険が適用されます。 • 勤務に必要な被服（白衣等）が貸与されます。 • 敷地内に職員用の駐車スペースはありません。
応募方法等	1 応募方法 履歴書（任意様式）に必要事項を記載し、末尾記載の申込先まで郵送又は持参してください。 2 応募期間 随時募集 持参の場合は、土日、祝日を除く午前９時から午後４時まで受付 ※ 順次選考を行い、合格者が募集人数を満たした場合は、応募を締め切ります 3 選考方法 第一次選考：書類選考 第二次選考：面接 ※ 第一次選考の結果は、郵送又は電話にてお知らせします。 ※ 第二次選考の日程は、第一次選考と併せてお知らせします。 ※ 選考結果に関する問合せには、一切対応できません。
申込先	〒 ２０５－００２３ 東京都羽村市神明台四丁目６番地８ 羽村・瑞穂地区第２学校給食センター給食課職員係 瀧島・長澤 電話０４２－５５５－１８９４